

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	介護保険関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

愛西市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

### 特記事項

介護保険関係事務では、事務の一部を外部委託しているが、委託先による情報の不正な利用等への対策として、事業者との間に個人情報の取扱いに関する契約を締結している。

## 評価実施機関名

愛西市長

## 公表日

令和5年11月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険法の規定に基づき、被保険者資格、保険料賦課・徴収・収納消込、受給者台帳、給付実績の管理等を行う。</li> <li>・特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</li> <li>①申請書や届出書に関する確認</li> <li>②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会</li> <li>③保険料賦課における特別徴収対象者の確認</li> <li>④被保険者の資格記録の管理</li> <li>⑤要介護(要支援)認定者の管理</li> <li>⑥保険料の徴収及び給付制限</li> <li>⑦介護給付(予防給付)の管理</li> </ul>
③システムの名称	介護保険システム・統合宛名システム・中間サーバ・マイナポータル
2. 特定個人情報ファイル名	
介護保険情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の68の項</li> <li>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条</li> </ul>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">[</div> <div style="margin-right: 10px;">実施する</div> <div style="margin-right: 10px;">]</div> <div style="margin-left: 20px;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </div> </div>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、93、94、95、97、108、109、117及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2の2、32、33、43、43の2、44、44の4、46、47、49、55、55の2、59の3条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の93及び94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46、47条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険福祉部 高齢福祉課
②所属長の役職名	高齢福祉課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7120
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	保険福祉部 高齢福祉課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7116

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年9月11日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年9月11日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の68の項	・番号法第9条第1項 別表第一の68の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第50条	事後	番号法の改正に伴う修正
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、17、22、26、42、43、61、62、80、81、87、94、95、97、109及び118の項 (情報照会の根拠) 番号法第19条第7号 別表第二の93及び94の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94及び95の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2、3、6、19、25、30、32、33、43、44、47条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の93及び94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46、47条	事後	番号法の改正に伴う修正
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部 高齢福祉課	健康福祉部 高齢福祉課	事後	組織変更のため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	高齢福祉課長 加藤 敏樹	高齢福祉課長 後藤 真治	事後	所属長変更のため
平成28年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ 連絡先	福祉部 高齢福祉課 愛知県愛西市諏訪町池埋500番地1 0567-25-1111	健康福祉部 高齢福祉課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-26-8111	事後	組織変更のため
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月27日 時点	平成28年8月31日 時点	事後	時点修正
平成28年8月31日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月27日 時点	平成28年8月31日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年5月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94及び95の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2、3、6、19、25、30、32、33、43、44、47条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の93及び94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46、47条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117及び119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2、3、5、6、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2、59の3条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の93及び94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及	事後	番号法の改正に伴う修正
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成28年8月31日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	時点修正
平成30年5月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成28年8月31日 時点	平成30年5月1日 時点	事後	時点修正
平成30年5月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-26-8111	総務部 総務課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7120	事後	電話番号の修正
平成30年5月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ 連絡先	健康福祉部 高齢福祉課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-26-8111	健康福祉部 高齢福祉課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7116	事後	電話番号の修正
平成31年4月16日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日 時点	平成31年4月16日 時点	事後	時点修正
平成31年4月16日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日 時点	平成31年4月16日 時点	事後	時点修正
令和2年1月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月16日 時点	令和2年1月24日 時点	事後	時点修正
令和2年1月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月16日 時点	令和2年1月24日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年1月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117及び119の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2、3、5、6、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2、59の3条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の93及び94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46、47条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2、59の3条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の93及び94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46、47条	事後	番号法の改正に伴う修正
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	健康福祉部 高齢福祉課	保険福祉部 高齢福祉課	事後	組織変更のため
令和2年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せ連絡先	健康福祉部 高齢福祉課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7116	保険福祉部 高齢福祉課 愛知県愛西市稲葉町米野308番地 0567-55-7116	事後	組織変更のため
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年1月24日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正
令和3年7月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年1月24日 時点	令和3年7月1日 時点	事後	時点修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、90、94、95、97、108、109、117及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、47、49、55、55の2、59の3条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号 別表第二の93及び94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46、47条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、117及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、46、47、49、55、55の2、59の3条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の93及び94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46、47条	事後	番号法の改正に伴う修正
令和4年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和3年7月1日 時点	令和4年2月1日 時点	事後	時点修正
令和4年3月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、117及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、46、47、49、55、55の2、59の3条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の93及び94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46、47条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、117及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、44の2、46、47、49、55、55の2、59の3条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の93及び94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46、47条	事後	番号法の改正に伴う修正
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	時点修正
令和5年2月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年2月1日 時点	令和5年2月1日 時点	事後	時点修正



変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、46、56の2、58、61、62、80、81、87、90、93、94、95、97、108、109、117及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2、32、33、43、43の2、44、44の2、46、47、49、55、55の2、59の3条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の93及び94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46、47条	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の1、2、3、4、5、6、8、11、17、22、26、30、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、88、90、93、94、95、97、108、109、117及び120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第2、3、5、6、7、10、12の3、15、19、22の2、24の2、25、25の2、30、31の2の2、32、33、43、43の2、44、44の4、46、47、49、55、55の2、59の3条  (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二の93及び94の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第46、47条	事後	番号法の改正に伴う修正
令和5年9月11日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム・統合宛名システム・中間サーバ	介護保険システム・統合宛名システム・中間サーバ・マイナポータル	事後	使用するシステムの変更
令和5年9月11日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和5年2月1日 時点	令和5年9月11日 時点	事後	時点修正
令和5年9月11日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和5年2月1日 時点	令和5年9月11日 時点	事後	時点修正